平成３０年（フ）第７４７号
横浜市港北区新吉田町5630番地３
債務者　石川　聖丈
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７８４号
神奈川県藤沢市大庭5244番地の１　湘南城山15―202
債務者　楠本　大輔
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２８号
栃木県栃木市大平町富田1883番地11
債務者　矢古宇洋子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１１４号
静岡県榛原郡吉田町川尻2837番地、旧住所愛知県稲沢市平和町下起中226番地９
債務者　仲村渠アレシャンドレ（ＮＡＫＡＮＤＡＫＡＲＩ　ＡＬＥＸＡＮＤＲＥ）
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２５号
静岡県菊川市神尾277番地の１、旧住所静岡県榛原郡吉田町神戸2143番地の３　ミールカン302
債務者　八木　卓巳
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２７０１号
東京都練馬区富士見台１丁目19―12―203
債務者　中村　真依
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７３０号
東京都渋谷区本町１丁目22―５―204
債務者　井上かおり（旧姓菊地）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７４２号
東京都板橋区大原町46―５―106
債務者　杉本　広幸
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７９５号
神奈川県鎌倉市扇ガ谷２丁目21番10号
債務者　森山　通男（旧姓南方）
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２７０２号
東京都板橋区西台１丁目31―14―302
債務者　深田まなび
1　決定年月日時　平成30年４月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７４０号
神奈川県大和市西鶴間６丁目２番７号
債務者　佐野久美子
1　決定年月日時　平成30年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成３０年（フ）第４０号
栃木県宇都宮市中里町3023番地４　エクセラン105号
破産者　武田　真弓（旧姓三間）
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４１号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目31番１号　パレ・ニューみやの103号、前住所東京都世田谷区梅丘１丁目16番２号　サンヒルズ101
破産者　高松　良太
1　決定年月日　平成30年４月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１８１号
埼玉県川口市弥平２丁目１番22号
破産者　有限会社川口紙工
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１７０２号
埼玉県志木市下宗岡４丁目６番９号
破産者　有限会社昭陽物流
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９９号
長野県木曽郡大桑村大字野尻3081番地の72
破産者　野尻石油有限会社
1　決定年月日　平成30年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部